

議案第六十一号

港区立児童発達支援センター条例等の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年六月二十五日

提出者 港区長 清 家 愛

港区立児童発達支援センター条例等の一部を改正する条例

（港区立児童発達支援センター条例の一部改正）

第一条 港区立児童発達支援センター条例（平成三十年港区条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

（港区立障害保健福祉センター条例の一部改正）

第二条 港区立障害保健福祉センター条例（平成九年港区条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第五条第二十七項」を「第五条第二十八項」に改め、同条第五号中「第五条第十四項」を「第五条第十五項」に改める。

第七条第一項第一号イ及び口中「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に改め、同号ハ中「第五条第十九項」を「第五条第二十項」に改める。

（港区立精神障害者支援センター条例の一部改正）

第三条 港区立精神障害者支援センター条例（平成二十七年港区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「第五条第十四項」を「第五条第十五項」に改め、同条第四号中「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

第六条第一項第四号イ及び口中「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に改め、同号ハ中「第五条第十九項」を「第五条第二十項」に改める。

（港区立障害者支援ホーム条例の一部改正）

第四条 港区立障害者支援ホーム条例（平成三十年港区条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

第七条第一項第三号イ及び口中「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に改め、同号ハ中「第五条第十九項」を「第五条第二十項」に改める。

（港区立障害者グループホーム条例の一部改正）

第五条 港区立障害者グループホーム条例（平成二十五年港区条例第四十九号）の一部を次の

ように改正する。

第一条中「第五条第十七項」を「第五条第十八項」に改める。

第五条第三項中「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に改める。

（港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第六条 港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和二年港区条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

付 則

この条例は、令和七年十月一日から施行する。

（説 明）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四百四号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）の一部改正に伴い、条例で引用している条項番号を変更するため、本案を提出いたします。